

## 議会運営委員会次第

日 時 令和8年2月17日（火）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

### 1 開会

### 2 議題

#### （1）令和8年第1回定例会の運営について

ア 会期の決定について

イ 議案の取り扱いについて

（ア）議案第1号

（イ）議案第2号から議案第29号

ウ 議事日程について

エ 予算審査特別委員会の設置について

オ 一般質問通告書について

カ 陳情について

キ 意見書等の取り扱いについて

#### （2）陳情の取り扱いについて

#### （3）今後のタブレット端末の活用について

#### （4）流山市議会基本条例の検証及び見直し結果の公表及び改正（案）について

#### （5）議会の災害対応について

#### （6）流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて

#### （7）地方自治法の改正によるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

#### （8）その他

### 3 閉会

## 令和 8 年流山市議会第 1 回定例会会期日程表（案）

令和 8 年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
2月		本会議午後 1 時開議	2日	月	休 会（市民経済常任委員会）
		1 会議録署名議員の指名	3日	火	休 会（都市建設常任委員会）
		2 会期の決定	4日	水	休 会（教育福祉常任委員会）
19日	木	3 議案第 1 号から議案第 29 号 報告第 1 号から報告第 8 号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	5日	木	休 会（総務常任委員会）
		4 休会の件	6日	金	休 会（議案研究）
			7日	土	
			8日	日	
20日	金	休 会（議案研究）	9日	月	休 会（予算審査特別委員会）
21日	土		10日	火	休 会（予算審査特別委員会）
22日	日		11日	水	休 会（予算審査特別委員会）
23日	月		12日	木	休 会（議案研究）
24日	火	本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問	13日	金	休 会（予算審査特別委員会）
			14日	土	休 会（総合調整）
25日	水	本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問	15日	日	
			16日	月	
		本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問	17日	火	休 会（※予算審査特別委員会）
		2 議案第 1 号 （質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任）	18日	水	
26日	木	3 議案第 2 号から議案第 29 号 （質疑・委員会付託）	19日	木	休 会（総合調整）
		4 陳情の件 （委員会付託）	20日	金	
		5 休会の件	21日	土	
			22日	日	
			23日	月	本会議午後 1 時開議 1 議案 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 議案・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 3 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 4 所管事務の継続調査について
27日	金	休 会（議案研究）	24日	火	
28日	土				
3月 1日	日				

（注）※は議会内による指摘要望事項協議日

## 令和8年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和8年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	議案第1号	令和8年度流山市一般会計予算

## 令和8年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和8年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度流山市一般会計補正予算 (第5号))
	議案第3号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度流山市一般会計補正予算 (第6号))
	議案第4号	令和7年度流山市一般会計補正予算 (第7号)
	議案第5号	流山市行政手続条例の一部を改正する 条例の制定について
	議案第6号	流山市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について
教育福祉委員会	議案第7号	令和8年度流山市介護保険特別会計予 算
	議案第8号	令和7年度流山市介護保険特別会計補 正予算(第3号)
	議案第9号	流山市福祉会館の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定に ついて
	議案第10号	流山市介護保険条例の一部を改正する 条例の制定について
	議案第11号	流山市乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について
市民経済委員会	議案第12号	令和8年度流山市国民健康保険特別会 計予算
	議案第13号	令和7年度流山市国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)
	議案第14号	令和8年度流山市後期高齢者医療特別 会計予算
	議案第15号	令和7年度流山市後期高齢者医療特別 会計補正予算(第3号)
	議案第16号	流山市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定について

付託委員会名	議案番号	件名
市民経済 委員会	議案第17号	流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設 委員会	議案第18号	令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
	議案第19号	令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第20号	令和8年度流山市水道事業会計予算
	議案第21号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第2号））
	議案第22号	令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第23号	令和8年度流山市下水道事業会計予算
	議案第24号	令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第25号	流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
	議案第26号	流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第27号	流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第28号	流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第29号	東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について	

令和8年流山市議会第1回定例会日程表（第1号）

令和8年2月19日  
午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 令和8年度流山市一般会計予算

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第5号））

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度流山市一般会計補正予算（第6号））

議案第4号 令和7年度流山市一般会計補正予算（第7号）

議案第5号 流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 令和8年度流山市介護保険特別会計予算

議案第8号 令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和8年度流山市国民健康保険特別会計予算

- 議案第13号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第14号 令和8年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第15号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第16号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第17号 流山市企業等立地の促進に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 議案第18号 令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第19号 令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予  
算(第2号)
- 議案第20号 令和8年度流山市水道事業会計予算
- 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(令和7年度  
流山市水道事業会計補正予算(第2号))
- 議案第22号 令和7年度流山市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 令和8年度流山市下水道事業会計予算
- 議案第24号 令和7年度流山市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制  
定について
- 議案第26号 流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 議案第27号 流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第28号 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第29号 東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託  
に関する協定の変更について  
(議案上程・提案理由説明)

- 報告第 1 号 専決処分の報告について  
報告第 2 号 専決処分の報告について  
報告第 3 号 専決処分の報告について  
報告第 4 号 専決処分の報告について  
報告第 5 号 専決処分の報告について  
報告第 6 号 専決処分の報告について  
報告第 7 号 専決処分の報告について  
報告第 8 号 専決処分の報告について  
(説明)

第 4 休会の件

令和 8 年第 1 回定例会

一 般 質 問 通 告 書

流 山 市 議 会

## 令和8年第1回定例会一般質問通告順

日付	順番	議員名	会派名	頁	提出時間
2 月 24 日	1	戸辺 滋	公明党	1~2	13日 8時30分
	2	森田 洋一		3~4	13日 8時30分
	3	桑畑 伴子	公明党	5~6	13日 8時30分
	4	青野 直	流政会	7	13日 8時30分
	5	矢口 輝美		8~9	13日 8時30分
2 月 25 日	6	小沢 えみり	流政会	10~11	13日 8時35分
	7	岡 明彦	公明党	12~13	13日 10時47分
	8	おだぎり たかし	日本共産党	14	13日 10時59分
	9	高橋 あきら	日本共産党	15	13日 10時59分
	10	植田 和子	日本共産党	16	13日 10時59分
2 月 26 日	11	近藤 みほ	流政会	17	13日 13時13分
	12	うた 桜子	流山みらい	18~19	13日 13時14分
	13	清水 大		20	13日 13時14分
	14	鈴木 ゆうすけ		21	13日 13時14分
	15	楠山 栄子		22	13日 13時14分

質問事項	要 旨
<p>1 本市の自転車乗車用ヘルメットに関する施策について</p>	<p>(1) 令和4年4月に道路交通法の一部が改正され、令和5年4月より自転車を運転する際の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となった。同改正法の施行から間もなく3年が経過しようとしているが、改めて以下2点について問う。</p> <p>ア 本市では同改正法が施行されて以降、ヘルメット着用率をより向上させるために、どのような取組がなされてきたのか。また、これまでの取組の効果や課題について、当局はどのように捉えているのか。</p> <p>イ 本議会においても複数の議員が市政に関する一般質問の中で、ヘルメットの購入に係る費用を補助するよう求めてきたが、補助を実施している近隣自治体のヘルメット着用率が低調である等の理由から、本市では補助制度の導入がなされていない。一方で、多くの市民から補助制度の導入を求める声があることから、本市の実情に即した補助制度の構築を前向きに検討すべきと考える。そこで、こどもや高齢者といった自転車利用の比率が高く、転倒のリスクや事故に遭遇した際の重傷化及び死亡リスクが高いと思われる年齢層を対象とした補助制度を導入すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>

<p>2 教育現場におけるタブレット端末の課題について</p>	<p>(1) 令和7年第4回定例会の市政に関する一般質問では、小中学校における1人1台のタブレット端末の配備について、一部の児童生徒の心身に様々な影響を及ぼしている恐れがあることを取り上げたが、タブレット端末を毎日のように持ち帰ることへの心身への影響について、改めて以下2点を問う。</p> <p>ア 前記の一般質問では、市内各小中学校のタブレット端末の持ち帰りの状況について調査する旨の答弁があったが、その方法や調査結果はどのようなものであったのか。</p> <p>イ 前記の一般質問時にも述べたが、小学校低学年の児童がタブレット端末を毎日のように持ち帰ることは、発育段階の身体に多大な負担と影響を及ぼす恐れがあると考えます。</p> <p>そこで、小学校低学年の児童を対象とした明確な負担軽減策を、市内各小学校に提示すべきと考えますがどうか。</p>
---------------------------------	---

質問事項	要 旨
<p>1 下水道事業経営について</p>	<p>(1) 国では、下水道事業の一部を民間事業者に委託する方式として、ウォーターPPPを推進している。2027年以降、下水道事業関連の補助金を受け取るには、ウォーターPPPの導入が必須となる。先進的な事例として、静岡県浜松市、神奈川県三浦市、山口県宇部市などが紹介されている。自治体の規模、地域事情を考慮すると、これが正解と言ったものではなく、どこの自治体も知恵を絞っている。本市においては、今後こういった内容の可能性を考慮して、取り組んでいくのか問う。</p> <p>(2) 昨年の11月に視察した山口県宇部市では、下水道最終処分場にコンセッション方式を導入した。コンセッション方式は、有償の運営権に民間事業者が対価を支払い、事業を運営する方法で、公共事業の責任部分は自治体に残ると解釈されている。そして、宇部市の事例では、①ゼロベースから着手した、②導入に際しては、組合交渉で現場と対話を重ねた、③2基ある処分場で、1基にコンセッション方式による民間事業者の活用、1基は従来通り直営として、競争原理を導入した、など、参考になることが多い。本市は、他市の事例を引き続き研究すべきと思うがどうか。</p>
<p>2 生物多様性の推進について</p>	<p>(1) 豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐ、多様な生物が生息する奥山保全を実施するといった活動を実施していく場合、障壁のひとつとなるのが、行政に生物多様性のプロが不在で、全く話が通じないことである。令和7年第3回定例会においては、陳情を審議するに当たり、生物多様性のプロが不在で、環境保全の視点からの説明が不十分であることが明らかになり、危機管理上の問題点として強く指摘した。本市において、生物多様性を確実に保全していく、生物多様性ながれやま戦略が絵に描いた餅とならないた</p>

<p>3 観光施策における行政の役割について</p>	<p>めには、この分野を熟知した人材を環境部門で育成していくことが大切と考えられる。特に、生物の分野を専攻していた、自然に興味がある、問題意識をもって業務に従事したい、市民団体との情報交換を積極的に実施したいなど、動機や仕事のきっかけの部分が重要であり、将来的には、課題を抽出して、知恵を出し、積極的に提案できる人材を育てることが、環境部門においては急務と考えるがどうか。</p> <p>(1) 本市の観光施策を長期的な戦略に基づいて、目に見えるカタチに落とし込むためには行政の果たすべき役割は重要である。そこで、以下の点について問う。</p> <p>ア 外国人観光客の誘致を推進する上で、海外から、相撲部屋を見学したい、江戸川の放水路を見学してその歴史的な経緯を知りたい、新選組の研究をしたいといった問い合わせが入ってきた場合、どこに問い合わせをして、事前の予約をすればよいか、モデル的なコースがあり受入が容易であるか、何をどうすればよいかという手順が明確であれば、ボランティアガイドとしても先方に回答しやすい。こうした隙間部分をいかに埋めていくかが今後は重要と考えるがどうか。</p> <p>イ 滞在型の観光を考えた場合、①仕事や知人に会うなど特定の目的があって滞在する、②観光の拠点として利用する、③休養で空気が変わればよいといった滞在目的が考えられる。行政の役割としては、滞在目的別に観光情報の提供をしていくことが大切と思うがどうか。</p> <p>ウ そして、行政の役割において大切なことは、①全体的な長期的戦略を立てる、②営利組織と非営利組織の活動領域のすみ分けを実施し、事業の推進や活動の深化と拡大を支援する、③常に俯瞰して全体像を把握していくといった点と考えるがどうか。</p>
----------------------------	---

質問事項	要 旨
<p>1 乳幼児健診のデジタル化について</p>	<p>(1) 現在、乳幼児健診では保護者が紙媒体の問診票に毎回手書きで必要事項を記入し、医療機関等へ提出している。このため、既往歴や成長状況を繰り返し記入する負担が生じており、保護者・職員双方にとって業務負担となっているものとする。そこで、負担軽減や効率化を図るため、問診票等のデジタル化を導入すべきとする。そこで、以下3点について問う。</p> <p>ア 本市では、医療機関及び保健センターで実施する乳幼児健診において、提出された紙媒体の問診票をどのような方法で確認し、どのような手順で記録管理やデータ化を行っているのか。</p> <p>イ 問診票をデジタル化した場合、職員のデータ入力や確認作業に要する時間は、どの程度削減できると見込んでいるのか。また、業務効率化の効果をどのように考えているのか。</p> <p>ウ 福岡県春日市では、電子母子手帳アプリ「母子モ」を活用した問診票のデジタル化やオンライン予約の導入により、業務効率化や保護者の負担軽減を実現している。本市が活用している「子育てアプリながれやま」の現状はどうか。また、問診票等のデジタル化の導入は可能か当局の見解を問う。</p>
<p>2 認知症施策について</p>	<p>(1) 認知症は誰にとっても身近な疾患となり、令和4年時点での認知症高齢者は全国で約443万人、軽度認知障害は約558万人と推計されている。今後も増加が見込まれる中、早期発見・早期介入の重要性が高まっている。令和6年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人と家族が尊厳をもって暮らせる共生社会の実現に向け、自治体の積極的な取組が求められている。そこで、本市における認知症施策の強化について、以下5点を問う。</p>

	<p>ア 認知症基本法の理念を踏まえ、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」の普及が求められているが、本市では市民への周知をどのような方法で行っているのか。また、その効果や課題をどのように把握しているのか。</p> <p>イ 認知症の早期発見に向け、地域包括支援センターや医療機関との連携体制をどのように強化しているのか。</p> <p>ウ 認知症の家族介護者の負担が増大する中、市として家族支援や相談体制の充実、レスパイト支援等、介護負担軽減に向けた各種取組をどのように進めているのか。</p> <p>エ 認知症高齢者の増加に伴い、行方不明者の増加が懸念される中、早期発見のための流山市SOSネットワークの連携強化や、協力機関の拡充はどのようになされているのか。</p> <p>オ 神奈川県厚木市では認知症当事者の意思を尊重し、地域で希望を持って生活できるようにするための手段として、「厚木市認知症の人の希望をかなえるヘルプカード」を作成及び配布をしている。そこで、本市においても同様の取組をすべきと考えるがどうか。併せて、認知症の方へのヘルプマークやヘルプシールの活用促進を図るべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
--	--

質問事項	要 旨
1 児童・生徒の通学支援について	<p>(1) 児童・生徒の登下校時における見守りや同行・行動介助等何らかの形で、支援がなければ安全に登下校することが難しい児童・生徒への支援策について問う。</p>
2 市民の健康づくりの取組について	<p>(1) 流山市総合計画基本構想・基本計画では生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる市民の健康をつくと位置づけをして官民一体となって取り組んでいる。施策の展開方向として、①ライフステージに応じた市民の健康づくり、②疾病の早期発見、③地域医療体制や健康危機管理体制づくり、以上の三つをかかげているが、これまで実施した事業の現状と課題、そしてさらなる取組姿勢について問う。</p>
3 流山本町のまちづくりについて	<p>(1) 流山本町公共交通検討に係る委員会との協議経過と課題について、課題解決に向けた今後の進め方について問う。</p> <p>(2) 平和台駅前スクランブル交差点の白線をはじめ、根郷町会・宿連合自治会の通学路の白線について総点検を実施の上、児童・生徒そして住民のさらなる安全確保策について問う。</p> <p>(3) 一茶双樹記念館をはじめ白みりんミュージアム等への観光客も年々増加している現状から、地域住民はもとより観光客への交通安全対策のさらなる充実策について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 きょうだい児支援と、成長後も切れ目のない支援体制について</p>	<p>(1) 障害のあるこどもを支える施策は一定程度整備されている一方で、そのきょうだいである「きょうだい児」については、制度上の支援対象として明確に位置づけられていない現状がある。また、きょうだい児は成長とともに相談先や支援の枠組みから外れやすく、特に18歳以降は、こども施策、障害福祉、若者支援のいずれの分野においても支援が途切れやすい課題があると考え。そこで、本市におけるきょうだい児支援の現状と、今後の考え方について、以下を問う。</p> <p>ア 障害のあるこどもを育てる家庭において、きょうだい児が抱える精神的負担や不安、あるいは安全面での懸念について、市としてどのように把握し、どの部署がどのように初期対応や相談体制につないでいるのか。また、きょうだい児が自ら声を上げにくい状況を踏まえ、早期に気づき、支援につなげる仕組みはどのように整理されているのか。</p> <p>イ きょうだい児は成長とともに支援制度の対象から外れやすく、特に18歳以降は、こども施策、障害福祉、若者支援のいずれの分野においても、支援が途切れやすい構造があると考え。ヤングケアラー支援が、年齢で切れ目を設けない方向で整理されつつある中、きょうだい児についても、年齢や所管の枠を超えた「ライフステージを通じた支援」という視点を、市としてどのように位置づけているのか。</p> <p>ウ 今後策定・見直しが行われるこども計画や関連施策において、「支援を受ける側になりにくいこども・若者」への配慮として、きょうだい児の視点をどのように位置づけていくのか。</p>
<p>2 教職員が安心して教育活動に当たることのできる環境づくりと、こどもの権利を理解・尊重する学校環境について</p>	<p>(1) 本市では、サポート教員の配置など、市独自の人的支援により、教職員の業務負担軽減と教育活動の質の担保に取り組んできた。一方で、学校現場では、給食指導や休み時間の見守り等により、実質的な休憩時間を十分に確保できていないとの声もある。教職員が心身に余裕を持って働ける環境は、教育活動の質や、こどもの権利を理解し尊重する教育の前提であると考えることから、以下について教育委員会の認識を問う。</p> <p>ア 市内小中学校における教職員の休憩時間について、どのように位置づけているのか。</p> <p>イ 給食指導や休み時間の見守り等、業務を伴う時間を休憩時間として扱っている実態について、どのように認識しているのか。あわせて、その妥当性についての見解を問う。</p>

<p>3 こども参画と大人の市民参加を一体として捉えた市民参加のあり方について</p>	<p>ウ 教職員が安心して教育活動に当たることができるよう、休憩時間の確保を含めた労務管理について、校長等の管理職及び教育委員会は、それぞれどのような役割と責任を担うと認識しているのか。</p> <p>エ 教職員自身が、自らの健康や働き方が守られていると感じられる環境で働くことが、児童生徒への関わり方や指導の在り方に影響し、結果として、こどもの権利を理解し、尊重する教育につながるという点について問う。</p> <p>オ 教職員自身がこどもの権利を理解しつつ、人として尊重されていると実感できることが重要であると考え。そこで、日常的な勤務の中で、教職員が実質的に休憩を取ることができるような環境づくりについて問う。</p> <p>カ 本市では市独自の工夫により人的支援を行っている一方で、教職員定数や制度の在り方など、市の取組だけでは解決が難しい課題もあると考え。教職員が安心して教育活動に当たることができる環境を整えていくため、国や県の教職員定数や制度の在り方に対して、どのような課題意識を持ち、どのように要望していくのか問う。</p> <p>(1) 市民参加は、こどもから大人まで、年齢や立場にかかわらず、市民一人ひとりが主体として関わることで成り立つものである。こどもの参加は、本人の意思だけでなく、周囲の大人や地域、行政が支え、安心して関われる環境を整えることで実現するものであり、こども参画を大人の市民参加と分断せず、市民参加全体の土台として位置づけていくことが重要であると考え。これらを踏まえ、以下について市の見解を問う。</p> <p>ア 本市では、こども会議や若者まちづくりプロジェクトなど、こども・若者の意見表明や参画の機会を設けてきた。これらの取組をどのように評価しているのか。また、こども参画を、配慮や意見聴取にとどめず、まちづくりの一翼を担う「社会参加」として捉えていくことについて問う。</p> <p>イ 本市が実施しているタウンミーティングについて、参加者の固定化や形骸化に加え、「意見を述べても市政に反映された実感が持てない」と感じている市民の声もあるが、こうした現状や課題について問う。また、こども・若者の参画の視点をどのように位置づけているのか問う。</p> <p>ウ こども参画と大人の市民参加を分断して捉えるのではなく、年齢や立場にかかわらず、市民一人ひとりが主体として関われる「一体の市民参加」として捉える必要があると考え。この考え方について、市民参加条例や自治基本条例との関係も踏まえ、今後、一体の市民参加のあり方をどのように位置づけ、庁内で認識を共有し、取組につなげていく考えなのか。</p>
---	---

質問事項	要 旨
<p>1 本市における病児保育事業の現状と今後の充実について</p>	<p>(1) 流山市における病児保育事業（病児・病後児保育）は、子育て世帯が安心して就労を継続し、こどもの急な体調不良時にも仕事と子育てを両立できる重要な支援施策である。現在、流山市内には病児保育施設が3か所設置されているが、受け入れ人数が各施設最大2～4名で、1日最大10名しか利用ができないため、キャンセル待ちとなる日も多く、利用希望者が十分に利用できていない状況が見受けられる。必ずしもフル稼働とは言えない状況にあるが、その原因としては症状によっては預けたくても断られることや、感染症の流行時期は利用が集中するため、利用したくても満員であることもあり、需要に対して十分とは言えないと考える。以上を踏まえ、以下について問う。</p> <p>ア 流山市病児保育事業（病児・病後児保育）における、令和5年度、令和6年度、令和7年度の年度ごとの延べ利用人数はそれぞれ何人か。また、当日キャンセルは何人か。</p> <p>イ 現在の病児保育施設における受入体制について、市はどのような課題認識を持っているのか。</p> <p>ウ 病児保育について、これまで市としてどのような周知・情報発信を行ってきたのか。</p> <p>エ 病児保育の受入枠拡充や新たな施設整備、事業者支援について、今後の方向性をどのように考えているのか。</p>

<p>2 本市の幼児教育のあり方について</p>	<p>(1) 近年、幼児教育から小学校教育への円滑な接続の重要性が全国的にも指摘されており、本市においても「流山市版 架け橋期カリキュラム」の策定をはじめ、幼稚園・保育園・小学校の連携を推進する取組が進められてきた。本市議会においても、これまで複数の議員から質問や提案が行われており、会派として、幼児期から小学校への円滑な接続の重要性を踏まえ、幼保小連携の推進や現場への周知、実践の充実について継続して提案を行ってきた。幼保小連携は制度や計画の策定にとどまらず、現場において継続的に実践されてこそ、こどもたちの切れ目のない育ちの支援につながるものとする。そこで、本市における幼保小連携の取組が現在どのように周知され、どのように実践されているのか、その実施状況と今後の取組の方向性について、以下の点について伺う。</p> <p>ア 幼稚園・保育園・小学校の連携に関する取組について、現場への周知は現在どのように行っているのか。</p> <p>イ 幼保小連携の日は市内すべての地域において実施されているのか。未実施の地域や学校がある場合には、その理由をどのように認識しているのか。</p> <p>ウ 保育園側では、幼保小の相互理解を通じて保育環境を見直すなど、気づきを実際の行動に移した事例があると聞いているが、小学校側においても、気づきを踏まえて指導方法や教育環境を見直した事例はあるのか。また、それらはカリキュラム等にどのように反映されているのか。</p> <p>エ 小学校の校長先生をはじめとする管理職に対し、幼保小連携の意義を理解してもらう取組は、どのように進められているか。</p> <p>オ 特別免許状の啓発や取得した人材の活用に向けた検討は、現在どの段階まで進んでいるのか。</p>
--------------------------	--

質問事項	要 旨
<p>1 窓口DXの推進について</p>	<p>(1) 現在、本市における公共施設使用料及び利用料金の支払いは、各窓口で行われているが、施設利用の予約時にクレジットカード等を利用したオンライン決済を導入することで、市民の利便性向上とともに窓口業務の負担を減らすことが可能となる。これらを踏まえ、本市の公共施設使用料のオンライン決済の推進について、当局の見解を問う。</p> <p>(2) 多様化や複雑化する市民の生活課題や悩みを解消する上で、市が設置する市民相談室は重要な窓口である。しかし、相談は対面のみで働く世代や育児、介護中の方々の利用が困難な場合がある。多様な相談ニーズに対応するため、予約システムの導入やビデオ通話等を用いたオンライン相談等の導入を検討すべきと考えるが、導入に向けて現状や課題について、当局の見解を問う。</p>
<p>2 マイナンバーカードの普及啓発及び利活用について</p>	<p>(1) マイナンバーカードの保有枚数は全国で1億枚を突破し、令和7年12月時点において人口に対する保有率は80.3パーセントとなり、マイナ保険証としての利用登録も増加している。令和7年8月末時点でのマイナ免許証の登録数は約133万人となり、運用開始から約半年で全免許保有者約8,174万人のうちおよそ1.6パーセントが保有している。それらの活用が推進され、マイナンバーカードの利便性がさらに向上しているものと捉えている。これらの現状を踏まえ、以下4点について問う。</p> <p>ア 本市におけるマイナンバーカードの保有率並びにマイナ保険証の登録や利用率向上について、現状ではどのようなになっているのか。また、今後の取組について、当局の見解を問う。</p> <p>イ 今年度より高齢者施設や障害者施設への出張申請受付など、来庁が困難な方を対象に申請促進支援事業を実施しているが、現状について問う。</p>

<p>3 本市の高齢者施策について</p>	<p>ウ 救急隊がマイナンバーカードを活用して傷病者の医療情報を取得し、適切な処置や病院選定を行う「マイナ救急」の現状と効果について問う。</p> <p>エ マイナンバーカードに搭載されているＩＣチップの空き領域を使用して自治体独自の住民サービスを展開している自治体がある。本市においてもさらなる住民サービス向上のため活用すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p> <p>(1) 従来の身体運動に加え座ったままでも楽しみながら脳や指先を動かせるeスポーツが、シニア世代の認知機能や運動機能の維持と向上、さらには社会的交流の場として注目されており、他の自治体においても活用されている。本市においても、積極的に活用し、高齢者が「健康・生きがい・交流」を享受し、認知機能や運動機能の維持と向上が期待できるeスポーツの活用を積極的に推奨し支援すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
-----------------------	--

質問事項	要 旨
<p>1 市長の政治姿勢について</p>	<p>(1) 第51回衆議院議員総選挙について、解散から投開票まで戦後最短となるなど異例づくめであった。また2026年1月19日、杉並区など5つの区市長が連名で「衆議院解散に伴う自治体首長の緊急声明」も発表されている。市長の受け止めに問う。</p> <p>(2) 憲法第9条改憲や非核三原則見直しなど右傾化が強く懸念されているもとの、多くの犠牲を払い、骨身に刻んだ平和と非核の実現はもとより、本市の平和都市宣言や平和大使の取り組み等に大きな支障となりかねないと考えますが市長の見解を問う。</p> <p>(3) 高齢者の生活実態は各調査でも所得や資産の格差が拡大しているもと、後期高齢者医療制度では保険料の値上げが続き、低所得者ほど保険料負担が大幅に増加する一方、高額所得者の負担はほぼ変わらない。このような実態を踏まえ、是正する必要があると考えますがどうか。</p>
<p>2 すべてのこどもにやさしいまちづくりについて</p>	<p>(1) 「児童の権利に関する条約（通称、子どもの権利条約）」を活かした本市独自の条例制定について問う。</p> <p>ア 条例化に向けたスケジュールについて</p> <p>イ 執行部の取り組み根拠について</p> <p>ウ 「こどもの権利侵害に対する第三者機関」の位置づけについて</p> <p>エ 条例制定時の市民参加について</p> <p>(2) 虐待DV防止対策の拡充について</p>
<p>3 中部地域の街づくりについて</p>	<p>(1) 初石駅東口駅前広場について</p> <p>(2) 都市軸道路おおたかの森西交差点や都市計画道路東深井市野谷線おおたかの森南交差点の渋滞対策について</p>

質問事項	要 旨
1 施策の優先順位について	<p>(1) 物価の高騰や格差拡大のもと、就学援助制度等の充実が求められている。また高齢化が進む中、本市の交通施策等の改善・充実が急務である。それにもかかわらず、流山おおたかの森駅前センター地区まちなみづくりの2工区などが優先されている。不要不急の事業は中止し、市民の要望に応えるべきではないか。</p>
2 教育行政について	<p>(1) 令和8年度から始まる学校給食費の抜本的な負担軽減について問う。</p> <p>(2) 民間フリースクールへの通学支援について問う。</p> <p>(3) タブレット端末使用に伴う子どもたちの健康への影響について問う。</p> <p>(4) 平和教育のために学校現場で使用する教材について問う。</p> <p>(5) 児童生徒の授業中などにおける落雷事故の防止対策について問う。</p>
3 東部地域のまちづくりについて	<p>(1) 安心・安全な道路整備について問う。</p> <p>ア 向小金小学校の通学路となっている県道松戸柏線の安全対策について問う。</p> <p>イ 松ヶ丘5丁目759番地の72地先等における側溝の安全な蓋の設置について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 クリーンセンターごみ焼却施設について</p>	<p>(1) ごみ焼却施設の延命化に伴う基幹的設備改良工事が令和8年3月末で終了予定となっている。現時点での見通しとして、どのように総括しているのか。</p> <p>(2) 当該工事は、焼却炉のみの延命化工事と認識しているが、煙突を含めた建物全体の長寿命化の見通し及び焼却炉は今後、何年間使い続けることができるのか。</p> <p>(3) 人口増加に対応するごみ処理能力について問う。</p> <p>(4) 将来の新規施設について計画的に準備を進める必要があるが、財源、基金、用地など、どのような見通しを持っているのか。</p>
<p>2 産後ケア事業について</p>	<p>(1) 市民から「流山市の産後ケア事業の利用申請をしたが、保健センターの不適切な対応及び硬直的な運用ルールにより、利用を断念せざるを得ない状況に追い込まれた」との声が寄せられている。そこで、以下2点について問う。</p> <p>ア 産後ケア事業がスタートした平成29年10月当初の産後ケアの内容、利用条件、利用料、実施機関などの事業概要について問う。</p> <p>イ この事業導入から8年が経過したが、そもそもの事業目的を踏まえて変更された点があるか問う。</p>
<p>3 利根運河エコパーク事業の飛び石橋について</p>	<p>(1) 飛び石橋の安全対策について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 ハラスメント対策について</p>	<p>(1) 令和7年第2回定例会の市政に関する一般質問において質問した、ハラスメントに関する実態調査について以下を問う。</p> <p>ア 調査方法と回答率、主な傾向について</p> <p>イ 結果の公表について</p> <p>(2) 調査結果をどう活かすのかについて、以下の点から問う。</p> <p>ア 管理職に対して指導とハラスメントの違いについてどのような研修や明確な基準共有を行っているのか。これは一般職員にも共有しているのか。</p> <p>イ 職員側が業務上の指導を過度に萎縮して受け止めないための、チームのミッションや期待役割を明確化する取り組みはあるのか。</p> <p>ウ 要望してきたカスタマーハラスメント防止ポスターの掲示の進捗について</p>
<p>2 都市の質を高めるまちづくりと税収基盤の将来像について</p>	<p>(1) 持続可能なまちづくりの観点から、都市計画マスタープランに定義づけられている、流山おおたかの森駅前センター地区を本市の中心核として、商業や業務、文化、行政などの都市機能を集めていく方針のねらいと、目指す将来の姿について</p> <p>(2) 固定資産税や都市計画税がどのような仕組みで決まっているのか、また標準宅地の価格がどのように算定されているのか。あわせて、商業用地が商業用途として活用される場合、住宅用地と比べて税額にどのような違いが生じるのか、その基本的な考え方について</p> <p>(3) 市全体、商業地、流山おおたかの森駅周辺における土地の固定資産税評価額のこれまでの推移を踏まえ、まちづくりの取組とどのような関係があると捉えているのか。</p> <p>(4) 都市の魅力を高め、商業を活性化する観点から、安全で歩きやすい道路空間の整備がどのような効果をもたらすと考えているのか。</p> <p>(5) まちづくりを推進する行政職員の育成の成果と今後の方針について</p>

質問事項	要 旨
<p>1 認知症の生活支援型ケアについて</p>	<p>(1) 認知症の脱水予防と生活支援型ケアの推進について以下を問う。</p> <p>ア 高齢者は加齢により口渇感が低下し脱水になりやすく、水分不足がせん妄や認知機能低下の要因になると指摘されているが、本市の認識を伺う。</p> <p>イ 市内介護施設・通所施設において、利用者の水分摂取量の把握や管理はどの程度行われているか。</p> <p>ウ 川崎市など他自治体では生活改善を中心とした認知症支援プログラムが実施され、症状軽減や在宅継続に寄与した例が報告されている。水分摂取支援は介護負担軽減や薬剤使用の減少につながる可能性があるが、介護士・ケアマネジャーが水分摂取を支援する際の指導指針や研修など本市として取り組む考えはあるか。</p>
<p>2 若者・子育て世代が地域に関わる仕組みづくりについて</p>	<p>(1) 流山市は子育て世代の流入により若年人口が増加している一方で、自治会加入率の低下や高齢化など地域の担い手不足が課題となっている。現在の自治会加入の働きかけは、主に「必要性の説明」や「役員の依頼」に偏り、若年層にとって心理的ハードルが高くなっている現状がある。そこで、自治会加入を直接促すのではなく、地域活動に自然に関わる導線づくりが必要と考えるが以下を問う。</p> <p>ア 子育て世代の自治会加入にはこどもがイベントなどに参加しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えるが、地域参加を促す仕組みづくりの必要性について、市の見解を伺う。</p> <p>イ 自治会活動にこどもが参加しやすくするため、こども主体のイベントを開催することについて各自治会に提案してはどうか。</p> <p>ウ 自治会活動をこどもたちに知って興味を持ってもらい地域につなげるため、自治会と学校の協働体制を構築することを全市的に広げていくことはどうか。</p>

<p>3 自転車・歩行者など多様な利用者が共存できる通行環境の整備について</p>	<p>(2) 消防団の担い手確保について以下を問う。</p> <p>ア 消防団員の高齢化、一度入団すると退団しづらいという心理的ハードル、若年層が入団しにくい雰囲気があるとの声を聞くが、市はこの現状をどのように把握しているか。</p> <p>イ 総務省は学生消防団活動認証制度を通じ、消防団を地域貢献とキャリア形成を両立する仕組みに転換している。近隣市では導入が進んでいるが、若年人口が増加している本市こそ導入すべきであると考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>ウ 全国では消防団の参加形態を多様化させ、若年層の参加を促す取組が進められている。若者人口が増加している本市において、入口を広げる制度設計こそ急務ではないかと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>エ 令和5年第2回定例会において提案した「少年消防クラブ」は導入に至らなかったが、担い手不足が進行している現状、防災教育の重要性の高まり、若者参加導線の必要性を踏まえ、改めて検討すべきであると考えるが見解を伺う。</p> <p>(1) 令和8年4月1日から自転車に対する交通反則通告制度が導入され、通行区分の遵守がこれまで以上に求められることとなる。また近年、免許返納後の移動手段として電動アシスト自転車を利用する高齢者も増えており、安全な通行空間の確保はこどもから高齢者まで共通の課題となっている。一方、本市においては通学時間帯を中心に歩道が自転車で混雑しており、車道は交通量や速度の面から安全に走行しにくい区間も多く存在している。そこで以下を問う。</p> <p>ア 現在見直し予定の流山市自転車ネットワーク計画において、歩道混雑・車道危険区間などの交通実態を踏まえた通行空間の再配分の検討は行うのか。</p> <p>イ 幅の広い歩道について、歩行者空間を確保したうえで視覚的分離や路面表示を行う普通自転車専用通行帯の導入の可能性について、市の見解を伺う。</p> <p>ウ 車道通行が困難な区間において、状況に応じ歩道へ安全に移行できるよう、段差の解消やゆるやかな傾斜にすること等のユニバーサルデザイン整備を進める考えはあるか。あわせて、ベビーカー・車椅子利用者への効果についても認識を伺う。</p>
---	--

質問事項	要 旨
1 障害者雇用について	<p>(1) 令和8年7月から障害者の法定雇用率が引き上げとなる。民間企業は2.5%から2.7%に、地方公共団体は2.8%から3.0%に、教育委員会は2.7%から2.9%に、それぞれ0.2%の引き上げとなる。障害者の就業希望は年々増加しており、今後も一層の障害者雇用の促進が求められると考えるが、そこで以下4点を問う。</p> <p>ア 本市の市長部局、教育委員会における障害者雇用率はそれぞれどうか。</p> <p>イ 市長部局、教育委員会における障害者雇用率を上げるために、本市がこれまで取り組んできたこと、そして課題は何か。</p> <p>ウ 障害者の方の職場定着率はどうか。障害がない方と比べて離職率はどうか。</p> <p>エ 障害者の方が安心して長く働ける職場環境、風土を整備することが、市役所並びに教育委員会の人材確保に大いに寄与すると考えるが、市の見解はどうか。</p>
2 共同親権について	<p>(1) 令和8年5月から民法改正となり、これまでの単独親権から選択的ではあるが共同親権へ制度が移行される。そこで以下4点を問う。</p> <p>ア これまでの単独親権に比べ、制度的に自治体の関わり方が非常に重要になるとの認識だが、市当局の見解はどうか。</p> <p>イ この法改正並びに制度変更において、その意思がもっとも尊重されるべき主体はこどもであると考え、市の見解はどうか。</p> <p>ウ 法改正に伴い相談件数の増加が推測されるが、年間相談件数をどの程度に見込んでいるか。また、その想定数に見合った人員の配置と、庁内を横断的に連携できるようにするための情報共有等の仕組みや組織を整備すべきと考えるがどうか。</p> <p>エ 市のホームページ上には、共同親権下における一方の親が単独で行使できる日常の行為として、「通常のワクチンの接種」と明記してある。ここでいう「通常の」とはどこまでを意味するのか。新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザワクチンはこれに含まれるのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 安心安全な学校環境の構築について</p>	<p>(1) 近年報道にみられる学校で起きる事件やトラブルから子どもと教職員を守るために、校舎内にカメラを設置するなど市として何らかの対策を講ずるべきであると考えているがどうか、以下当局の見解を問う。</p> <p>ア 各地で児童生徒の学校生活や教職員の教育活動の安心安全が脅かされる学校侵入事件が報道されているが、流山市ではどのような対策を講じているのか、また今後予定している新たな対策などはあるのか。</p> <p>イ 学校で起きる暴力行為やいじめが、動画などで記録されることにより関連児童生徒の証言だけではなく、証拠を伴ってその行為が露わになる事案が各地で確認されている。これまでは暴力行為やいじめが行われた証拠が不十分なことにより、事実関係を明らかにすることが難しく、その対応が複雑化し、その結果、効果的な再発防止に繋げることが難しくなっていると感じている。</p> <p>そこで、市として校舎内カメラなどを設置し、児童生徒の問題行動やいじめの未然防止と事案発生時の証拠記録としての活用を検討すべきと考えるが当局の見解を問う。</p> <p>ウ 教職員の盗撮グループや性暴力が問題になっている。学校内における盗撮などの犯罪行為に対する抑止力としての校舎内カメラの設置や、教職員への研修のより一層の強化が必要と考えるが、全国各地で確認されている教職員による不祥事などを受け、流山市教育委員会の今後の対策について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 本市の地域福祉の推進について</p>	<p>(1) 地域福祉を推進するにあたり、市と流山市社会福祉協議会は、現在どのような役割分担を行い、どのように協働しているのか。</p> <p>(2) 地域福祉に関し、市は流山市社会福祉協議会から企画、提案を受ける仕組みはあるのか。これまでどんな事業が提案され、その成果はどうだったか。</p> <p>(3) 流山市社会福祉協議会が地域福祉のさらなる大きな担い手として今後、発展するためには、自主財源確保と人的資源の確保が不可欠と考えるが、市としてどのようにとらえているのか。</p> <p>(4) 流山市社会福祉協議会の自主的な事業をさらに高めるためには、中長期的な視点に立った支援と仕組みづくりが必要と考えるがどうか。</p>
<p>2 おひとり様（独居）高齢者の終活支援体制について</p>	<p>(1) 全国的に、高齢者のおひとり様世帯が増えており、高齢者施設、病院、不動産の現場では、いろいろな課題が出ている。国は、市町村単位でおひとり様対象の終活支援体制を整備するよう求めているが、本市はその必要性をどのようにとらえているのか。支援体制の整備を検討しているのであれば、現時点での計画（案）はどのような内容か。計画（案）の実施はいつからか。</p>



陳情第1号(参考配付)

令和8年1月5日

流山市議会議長様

## mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

## 【要旨】

下記の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を、国に対して提出するよう陳情する。

## 1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

この陳情書の検討にあたっては、資料を確認し熟慮の上で行うこと、ならびに委員会で取り扱われる際には説明したい。また、この陳情の審査結果は、議会だより等に掲載し、広く住民への周知をお願いしたい。

## 【理由】

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国108の市区町村、3,800万回接種後死亡観測データ（令和7年12月22日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、532人となっています（資料1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約3-4か月後に死亡者のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡率が上昇していることがわかります（資料1）。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和7年12月18日時点）は、累計進達受理件数14,622件、累計認定数9,406件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数1,058件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータから、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNA ワクチン（以下mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞がmRNAを取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期的予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和6年8月8日 感発 0808 第5号 医薬発 0808 第1号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

なお、福島県喜多方市議会（2025年12月11日）では、同一趣旨の陳情が全会一致で採択され、国に対して接種事業の中止を求める「意見書」も原案通り可決されました。この前例を踏まえ、貴市議会におかれましても同様のご判断を賜りますようお願い申し上げます。

流山市議会には住民の生命と健康を守るために、慎重かつ責任ある対応を取っていただけることを強く求めます。

記

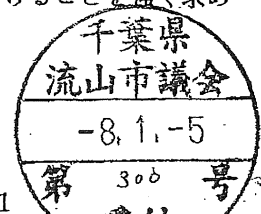
## 資料

## 1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト

[https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot\\_totalization.php?prefecture\\_no=all&range\\_day=1](https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_totalization.php?prefecture_no=all&range_day=1)

2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺にmRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」論文 URL: <https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

以上



## mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求める意見書

全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国 108 の市区町村、3,800 万回接種後死亡観測データ（令和 7 年 12 月 22 日時点）によると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、532 人となっています（資料 1）。また、死亡者の新型コロナワクチン接種者の死亡記録をみると、最後のコロナワクチン接種から約 3~4 か月後に死亡者のピークがあり、接種後の半年以上もの期間で死亡率が上昇していることがわかります（資料 1）。これらの死因は特定されていませんが、看過できるものではありません。

新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済認定数（令和 7 年 12 月 18 日時点）は、累計進達受理件数 14,622 件、累計認定数 9,406 件、死亡一時金または葬祭料に係る件数を含む累計認定数 1,058 件となっています。しかし冒頭の自治体から開示されたデータをふまえると、これらの数字は氷山の一角であることが明確です。

新型コロナワクチンで使用されたメッセンジャーRNA ワクチン（以下 mRNA ワクチン）は、「標的細胞」が特定されぬまま特例承認として接種が開始されました。筋肉注射された薬液は全身をめぐるため、あらゆる細胞が mRNA を取り込む可能性があり、その結果スパイクタンパク質を発現した細胞は自身の免疫機能の攻撃を受けます。このスパイクタンパク質は、当初すぐに分解されると説明されていましたが、接種後長期にわたり検出されたという論文が発表されています（資料 2）。また、新型コロナワクチンの繰り返し接種では、IgG4 の誘導等による免疫抑制などが懸念されており、人体への影響は長期に及ぶものと考えます。厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部長および厚生労働省 医薬局長から各都道府県知事に出された「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正等について（令和 6 年 8 月 8 日 感発 0808 第 5 号 医薬発 0808 第 1 号）の中でも、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、発症までの期間が長いことなどに触れられており、現時点での新型コロナワクチンの安全性の検討は不十分であると考えます。

以上のことから、mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求めます。

### 資料 1. コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト

[https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot\\_totalization.php?prefecture\\_no=all&range\\_day=1](https://stop-mrna.sakura.ne.jp/db/lot_totalization.php?prefecture_no=all&range_day=1)

### 資料 2. 「新型コロナワクチン接種後より汗疹様水疱を繰り返す症例で、表皮内汗管とエクリン汗腺 mRNA ワクチン由来のスパイクタンパクが見いだされた（和訳）」

論文 URL : <https://doi.org/10.1111/1346-8138.17204>

### 記

1. mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

流山市 議会 議長

提出先 内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿



## 陳情第3号

「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書

(陳情趣旨)

流山市における新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票について、紙媒体に限定することなくデジタルデータで保存することを前提に、保存期間を現行の5年間から延長することを求めます。

流山市では新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種が令和3年4月から開始されて以降、予防接種法や国の実施要領に基づき、接種後5年間の予診票等の管理・保存が行われています。この5年間の保存期間が、令和8年度にかけて初期分から順次到来し、保存期限切れとなる予診票が生じる見込みです。

予診票には、接種当日の体温、既往歴、体調、医師の判断など、電子的な接種記録には含まれない情報が記載されています。これらの情報は、もし健康被害や副反応に関する相談や申請があった場合に、その時点での状況を確認する補助資料として重要です。

そのため、多くの予診票が廃棄される前に、保存期間の延長について判断することが望ましいと考えます。

なお、本陳情は、紙の予診票をそのまま長期間保存することを求めるものではありません。現在、行政全体においてペーパーレス化・業務効率化が進められています。スキャン等によるデジタルデータ化を前提とすることで、予診票の保管スペースや物理的な管理負担を抑制しつつ、長期保存を可能にします。

保存期間の延長やデジタルデータ保存は、国や他の自治体でも議論していたり、すでに実施されている事例もあります。

以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票について、紙媒体に限定せずデジタルデータとして保存し、保存期間を現行の5年間から延長すること。
- 2 保存期間の延長にあたっては、国の動向や他の自治体の事例を参考にしつつ、市民の健康に関する将来的な問い合わせや確認に十分対応できる期間とすること。

2026年2月5日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

## 陳情第4号

障がい者等、流山市タクシーチケットへの迎車料金対応助成金を求める  
陳情書

## (陳情趣旨)

流山市のタクシーチケット(福祉タクシー券)は、現在、迎車回送料金を除く運賃の10分の9(上限720円)を助成しており、これに迎車代を含める改善は、高齢者や障がい者の移動利便性を向上させ住みやすさ(市の価値)をより高める効果が期待出来ます。現在対象外の迎車料金を助成金に含めることで、高齢者や車椅子利用者(透析患者等)の外出負担をさらに軽減でき、地域商店などの活性化(買い物弱者支援)にも最大の寄与となります。

母になるなら流山市、父になるなら流山市と子育て世代に人気ですが、福祉・交通サービス拡充は、高齢者、障がい者等を含む、住みやすさの向上、「安心・安全で長く住みつづける街づくり」にもつながると確信しています。弱者への一層の福祉施策を求めます。

## (陳情項目)

- 1 とにかく、障がい者が安心して外出することが第一に考えます。

流山市役所が弱者対策を推進して頂いているのでとても安心です。  
タクシーチケット1枚が恒久的「720円」を担保することを強く望みます。

令和8年2月6日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

## 陳情第5号

## 流山市指定ゴミ袋の無料化推進を求める陳情書

## (陳情趣旨)

流山市は、令和4年より、指定ゴミ袋購入に踏み切った。その結果、ゴミの分別、仕分けやマナーは、格段に向上しました。

流山市民一人ひとりが、これにより安全安心で長く住みつづける街づくりに寄与すると確信しています。

## (陳情項目)

- 1 流山市民がゴミ処理に対する意識が向上し、市民一丸で努力のたまものです。今こそ流山市が公平、中立、簡素（税の三原則）を前提とし、野田市が現在も行っている一家族、年間120枚のゴミ袋の配布を是非とも希求あるものと考えます。
- 2 財源は、現在の21億円（約）黒字財源分を捻出（その他各部署の基金を捻出）。
- 3 ゴミ袋の配布については、公平、中立、簡素を前提とし、施策に取り入れる。

## (例)

ア 一人暮らし家庭は30L

イ 二人暮らし家庭は45L

ウ 三～四人暮らし家庭は特大

エ 五人暮らし家庭は特大

オ 毎年（年間）、120枚（1か月、10枚）とし現金又は、ゴミ袋引換券配付等の政策を図る。

令和8年2月6日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

陳情第6号

流山市の防災行政無線のデジタル化への推進並びにライン登録の二重防衛ラインの確立を求める陳情書

(陳情趣旨)

現在東葛6市において、流山市のみアナログ式である。国も令和7年を目安にデジタル化への移行を推進しています。「安心」、「安全」で長く住みつづける街づくりには必要不可欠と断言します。

是非とも安心・安全で長く住みつづける街づくりの「命を守る」この一言に尽きる。

(陳情項目)

1 推進の単位の確立

ア ハウリングの抑制効果の確立

イ より遠くまで放送内容が行き届く効果

ウ 放送及びラインの第一、第二の防衛ラインの確立が担保出来る。

令和8年2月6日

陳情者



流山市議会議長 石原 修治 様

## 令和8年流山市議会第1回定例会提出請願・陳情文書表

令和8年 月 日

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第1号	1月5日 (郵送)	mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書	国に対して「mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業の中止を求める意見書」を提出してください。			参考配付
陳情第2号	2月4日	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書	国に対して「OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書」を提出してください。			市民経済委員会
陳情第3号	2月5日	「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書	1 新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票について、紙媒体に限定せずデジタルデータとして保存し、保存期間を現行の5年間から延長してください。 2 保存期間の延長にあたっては、国の動向や他の自治体の事例を参考にしつつ、市民の健康に関する将来的な問い合わせや確認に十分対応できる期間としてください。			教育福祉委員会
陳情第4号	2月6日	障がい者等、流山市タクシーチケットへの迎車料金対応助成金を求める陳情書	タクシーチケット1枚を恒久的に「720円」に担保してください。			教育福祉委員会
陳情第5号	2月6日	流山市指定ゴミ袋の無料化推進を求める陳情書	1 一家族につき、年間120枚のゴミ袋を配布してください。 2 財源は、約21億円の黒字財源分を捻出(その他各部署の基金)してください。 3 ゴミ袋の配布については、公平、中立、簡素を前提とし、施策に取り入れてください。			市民経済委員会
陳情第6号	2月6日	流山市の防災行政無線のデジタル化への推進並びにライン登録の二重防衛ラインの確立を求める陳情書	1 推進の単位を確立してください。 ア ハウリングの抑制効果の確立 イ より遠くまで推進内容が行き届く効果 ウ 放送及びラインの第一、第二の防衛ラインの確立の担保			市民経済委員会

重層的支援体制整備事業に対する方針転換に抗議し、十分な予算措置を求める意見書

重層的支援体制整備事業は、2020年に社会福祉法の改正により創設され、本市をはじめ、ひきこもりや貧困といった複合的な課題を抱える住民を横断的に支え、地域での共生を目指し重要な役割を担ってきた。

しかし厚生労働省は、今年1月事業方針を突如転換し、2026年度から1自治体当たりの交付金を大幅に削減する方針を示した。自治体における来年度予算編成がほぼ終了し、かつ関係事業者も年度末に向けた準備を整えている段階で、事前相談もないまま、一方的な予算削減は当該事業の存廃にとどまらず、行政運営全体に影響を広げるものとなる。

また地域住民から継続的、安定的な運営を求められている地方自治体としては、今回のような突然の方針転換と国の財政削減を常に想定することとなり、今後、国が求める様々な施策への取り組みにも暗い影を落としかねない。

そこで政府及び関係機関に対し、重層的支援体制整備事業に対する継続的で、十分な予算措置を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

## 国連憲章と国際法の順守を強く求める決議

第2次世界大戦後、各国が努力し、国連憲章と国際法に基づき、主権平等と武力不行使を築いてきた。

しかし今年1月、トランプ米政権は南米ベネズエラへの軍事攻撃を行い、米特殊部隊が同国の大統領と妻を拘束し、米国へ連行した。

いかなる理由であれ、主権国家に対して軍事攻撃を行い、指導者を拘束・連行する権利はどの国にも与えられていない。ロシアのウクライナ侵略をはじめ国際平和に特別の責任を負っている大国が、国際秩序を壊せば、世界的な平和の秩序が大きく崩されかねない。平和都市宣言を掲げる本市の市議会として強く非難する。

以上、決議する。

2026年 月 日

千葉県流山市議会

## 非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、1967年当時、佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。また本市でも1987年1月平和都市宣言を行い、平和施策に市民、行政、市議会がともに力を尽くしてきた。

また80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって政府及び国会におかれては、非核三原則を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
防衛大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

物価高騰を超える老齢基礎年金額の引き上げを求める意見書

年金は老後の生活を支える主要な柱である。

ところが、消費者物価指数からみた年金支給額は連続的に削減され、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしている。また消費税増税、物価高騰、医療・介護保険料等の負担増がさらに追い打ちをかけている。

年金受給者の命と暮らしを守るためにも年金制度の改善が早急に求められている。

よって政府等関係機関は、物価高騰を超える老齢基礎年金額の引き上げを直ちに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

## 初石駅西口利用者の安全性向上を求める決議

令和7年12月21日、東武野田線初石駅の自由通路と橋上駅舎の供用が開始された。

初石駅は改札口が西側にしかなく、駅東側の住民からは長年にわたり改善の要望が寄せられ、流山市及び柏市、両市議会に加え、住民・利用者、東武鉄道株式会社、そして国、千葉県も協働して取り組み、実現に至った。

令和8年2月現在、令和5年7月20日流山市と東武鉄道株式会社が交わした「東武野田線初石駅の橋上化及び自由通路整備工事に関する施行協定書」に基づき、既存駅舎等の撤去作業が流山市負担により進んでいる。また西口広場の将来像についても、関係者間の協議が重ねられているとのことである。

いっぽう駅西口利用者からは、より安全に利用できる初石駅及び西口広場を求める要望や、暫定的であっても既存駅舎跡地の一部を利用し、駅舎へ向かう通路の拡幅を求める要望が寄せられている。

初石駅利用者の安全性確保の向上には行政の取り組みと一体で、鉄道経営という社会的責任とともに、地権者である鉄道事業者の責任が非常に重要な役割といえる。

よって、以下のことを強く要望する。

## 記

- 1 東武野田線初石駅西口利用者の安全性向上に向け、関係各位が引き続き努力と協働に努めるよう求める。
- 2 駅西口利用者の通路を拡幅するため、既存駅舎撤去後の敷地一部を暫定的に活用できるよう関係各位が最善を尽くすこと。

以上、決議する。

2026年 月 日

千葉県流山市議会

## 1 前回の協議における主な論点と意見

### (1) 見直し不要

- ・ 陳情は市民と議会をつなぐ重要な手段。
- ・ 陳情増加は市政への関心や不満の表れであり、否定すべきではない。

### (2) 見直しが必要

- ・ 全会一致で不採択となる陳情が毎年発生している。
- ・ 事実誤認を含む陳情や乱発により、審査時間が過度に取られている。
- ・ 請願（紹介議員付き）の重みが相対的に低下している。

### (3) 具体的な見直し案

- ・ 参考配付とし、原則審査しない。
- ・ 審査対象を限定（議会運営委員会の過半数承認、一定数の賛同者がある場合等）。
- ・ 同一趣旨で状況変化のない陳情は審査しない。

### (4) その他意見

- ・ 審査するかどうかの基準を明文化すると、逆に基準見直しの議論が煩雑化する懸念。
- ・ 陳情者の陳述・質疑の扱いが重くなり過ぎているとの指摘。
- ・ 提出方法の見直し。
- ・ 項目別採決の是非（原則一括採決とすべきとの問題提起）。

## 2 問題認識（見直しの必要性）

- ・ 現行では、陳情と請願が同じ取り扱いで審査されている。
- ・ その結果、「事実誤認を含む陳情」や「全会一致で不採択となる陳情」が増え、委員会審査が過度に重くなっている。
- ・ 一方で、請願は紹介議員が内容を確認した上で提出されるため、一定の精査が事前に働く。

⇒ 両者を同列に扱い続けるのであれば、最低限の整合性が必要ではないか。

## 3 請願との制度的比較（整理）

項目	請願	陳情（現行）
提出要件	紹介議員が必要	市民単独で可
事前精査	紹介議員による確認	なし
委員会審査	原則実施	原則実施
議会の関与	提出前から関与	審査時のみ

⇒ 審査の取り扱いが同じであるにもかかわらず、入口条件が異なることが課題。

## 4 取り扱い変更（案）

- ・ 陳情を委員会で審査するかどうかについて、議会運営委員会で1名以上の議員の賛同があった場合に限り、審査に付す。
- ・ 賛同が得られない場合は、参考配付とする。

## 5 変更の理由

（1）「請願と同じ取り扱いで審査するなら、同じ確認を行う」

・ 請願は「少なくとも1名の議員が内容に責任を持つ」ことを前提に審査されている。

・ 陳情も請願と同様に審査する運用を続けるのであれば、「最低1名の議員が内容を理解し、審査に値すると判断したか」を確認することは合理的。

⇒ 請願に紹介議員が必要であることと論理的に同列。

（2）「排除ではなく、議会の関与を一段階前に出す」

・ 本案は陳情の提出を制限するものではない。

・ 市民の意見表明の機会を奪うものでもない。

・ あくまで「議会で重く扱うかどうか」を議会として判断する仕組み。

・ 1名でも賛同があれば審査されるため、少数意見が排除されることもない。

⇒ 門前払いではなく「議会が一度受け止める」仕組み。

## 1 前回の協議における主な論点と意見

### (1) 決定時期について

・予算スケジュール上、早期決定が必要なため、2月頃までに方向性が必要。

⇒本日は結論を出さず、引き続き協議することに。

### (2) タブレット配付の是非

#### ▼配付継続派

- ・ペーパーレス推進には一定の「強制力」が必要。
- ・セキュリティ（遠隔消去等）確保の観点から公用端末が望ましい。
- ・利用者の利便性を奪うべきでない。
- ・公費支出している以上、活用を前提とすべき。

#### ▼配付慎重／不要派

- ・私有PCで代替可能。
- ・使っていない議員もいる中で高額リースは妥当か。
- ・議員は職員ではなく、使用を前提条件にすべきでない。
- ・ゼロかイチかで決めるのは乱暴。

### (3) タブレットとmoreNOTEの切り分け

多くの委員から「端末（デバイス）とアプリは分けて考えるべき」との意見あり。

- ・moreNOTEはPCでも利用可能
- ・端末を配らなくてもソフトは維持できる
- ・ただし議場持込規程の整理が必要

### (4) ペーパーレスの位置づけ

- ・「全会一致で決めた改革。進めるべき」
- ・「金科玉条ではない。手足を縛るべきでない」
- ・「中途半端な運用が事務局負担を増やしている」
- ・「利用しない人がいる現状で高額予算は説明困難」

⇒ペーパーレスをどう位置づけるかが根底で未整理。

### (5) 公費・説明責任

- ・執行部に厳しく言う以上、議会も自らに厳しくあるべき
- ・使っていない機器への支出は説明困難
- ・一方で必要なインフラには一定の費用は必ずかかる

(6) 具体意見等

- ・ 私有PC利用
- ・ 政務活動費補助
- ・ 再リースで時間確保
- ・ 本会議持込規程の検討
- ・ 目的から逆算した整理

## 2 整理すべきポイント

前回の協議において、令和8年度中に方向性を整理すれば対応可能であるとの認識が共有されたことを踏まえ、限られた協議の中で適切な判断を行うため、論点と判断軸を整理したものの。

(1) タブレット端末配付の目的は何か

- ・ ペーパーレス推進か、業務効率化か、情報共有の標準化か、セキュリティ確保か、コスト削減か

→ 目的の優先順位が未整理

(2) ペーパーレスをどの程度まで進めるのか

令和6年6月4日の議会運営委員会において、「当面の間は、各議員の希望により紙ベースも併せて配付する。」とされている。

- ・ 「当面の間」とはいつまでか。
- ・ これまでの取組の結果、完全ペーパーレス化が難しいとの判断であれば軌道修正が必要なのではないか。
- ・ 改めて到達点を共有し、下記いずれかの方向性を選択する。

ア 完全ペーパーレス化

(ペーパーレスを強く推進(一定の統一・強制必要))

⇒ 公費でのタブレット配付は完全ペーパーレス化が必須条件。

イ 選択的ペーパーレス

(柔軟運用(議員の裁量を尊重する))

⇒ 利用しない議員がいると公費でのタブレット配付は困難。

いずれの方向性を選択する場合においても、ファイル共有ソフト(moreNOTE等)の利用は継続することを前提としてよいか。

## 3 検討される選択肢

## (1) 公用タブレット配付 + moreNOTE 継続

- ・強制力あり（完全ペーパーレス）
- ・セキュリティ確保
- ・コスト高

## (2) タブレット廃止 + moreNOTE のみ（私有PC利用）

- ・完全ペーパーレス or 選択的ペーパーレス
- ・コスト削減
- ・セキュリティ課題
- ・議場持込規程整理必要

## (3) 再リースで1年延長

- ・現行運用を維持しつつ、結論を先送り
- ・議論時間確保（1年後には結論が必要）
- ・暫定措置であり恒久対応ではない
- ・利用実績等によっては予算確保が困難となる可能性がある

## 4 （参考）年間コスト比較

ア.タブレット配付 +moreNOTE	イ.moreNOTE のみ	ウ.再リース
2,769,360 円 ※	432,000 円	2,270,400 円

※現契約の金額

令和7年度議会基本条例検証シート【公開用】

整理番号	条項・条文の見直しや追加及び掘り下げた議論が必要な事項	主な意見	結論
①	<p>●第13条第1項 「基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定すること」以外にも、「議決すべき事件」の拡大が必要ではないか。</p>	<p>・拡大することは賛成だが、どこまで何を広げるのかという点において難しさがある。 ・具体的に加える内容が挙げられていないと議論が難しい。</p>	<p><u>条例改正は不要である。</u> 議決事件は追加せず、今後の提案という形に留めるもの。</p>
②	<p>●第3条第5項 ○会議規則第14条・先例20 ※提要18ページ 原則として「無記名投票」、必要があると認めるときは「無記名投票に代えて電子採決システム」とあるが、現状は逆であることから先例を変更すべきではないか。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	
③	<p>●第3条第5項 ○会議規則第50条 ※提要23ページ ○会議規則第62条・先例に追加 ※提要26ページ ・一般質問時の進行の時間短縮を図る上で、再質問以降の執行部答弁は原則自席での答弁とすることとするよう、規則の条文や先例への記載を検討してはどうか。 ・先例52には「市政の根幹を問うようなテーマを心がけ」「質問及び再質問は、簡潔明瞭に行う」とある。 通告は、聞きたい内容や背景が分かるよう各議員簡潔、かつ明瞭に書いてもらった方がよいのではないか。書き方を揃えるために専門家を招いて研修会を行った方がよいのではないか。 ・細かい数字は「文書質問」を採用することも有り得る。 ⇒（議会基本条例 第6章「委員会の活動」のように）一般質問を条項に追加してもよいのではないか。</p>	<p>〃</p>	
④	<p>●第5条第2項 整理されずに基本条例に条文化されている事項について「何を言いたかったのか」規定し直す。以下に見直してみてもどうか。 改正案：会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くすとともに、<del>七、その</del>意思を表明することができる。<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>	<p>-</p>	<p><u>条例改正は不要である。</u> 提案会派から取下げの申出あり。</p>
⑤	<p>●第19条 議員研修の充実強化について、条文を実行できていない。条文変更は必要ないが、議会運営委員会でも度々指摘を受けている、議会基本条例について、全員参加の読み会・研修会が必要ではないか。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	
⑥	<p>●第23条 「専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる」とあるが、どのような状況下で活用を図れるのか、手続きや費用面などあいまい。実行する術を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>〃</p>	
⑦	<p>●新規条項 新しい条項を設けて、ハラスメント防止についての考えを盛り込む。</p>	<p>・ハラスメントの条項については、政治倫理条例の見直しを進めるとの過去の決定があるため、ここでの議論は不要である。</p>	<p><u>条例改正は不要である。</u> 政治倫理条例の見直しの中で検討していくことを確認した。</p>
⑧	<p>●新規条項 今までは、先例や議運申し合わせ事項等の「取り決め」になっている事項を「議会運営の根幹に係ることだから基本条例に格上げ」する。 └例：議会BCP（大津市議会基本条例第6条「災害時の議会対応」 ※災害時の議会の行動基準等に関しては、流山市議会業務継続計画で定める。</p>	<p>・先例や議運申し合わせ事項等では対象がものすごく広い。 ・BCPに限った話であれば追加を検討してよいのではないか。 ・「流山市議会災害対応マニュアル」が策定されているが、ブラッシュアップされていない。</p>	<p><u>条例改正を具体的に検討する。</u> BCP、災害時の議会の取組について限定した形で追加するもの。第2章に追加する方向性。文言等については、正副委員長、正副議長に一任とされた。</p>
⑨	<p>●その他 流山市議会傍聴規則 第13条について（写真、映画等の撮影及び録音等の制限） ・個人情報に関わる情報もあることから、記録に残らない議論を休憩として、議事ではオフレコーディングとしているため、これを傍聴者に対して配慮を求めなければならない。 ・知る権利への配慮は大事だが、このバランス感覚は大切である。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	

令和7年度議会基本条例検証シート【公開用】

別紙9

整理番号	条項・条文の見直しや追加及び掘り下げた議論が必要な事項	主な意見	結論
⑩	<p>●第3章 市民と議会の関係（第9条第2項） 第10条（議会報告会）は、議会広報広聴特別委員会が具体的推進部隊として協議・実行し、積み重ねている一方、第9条第2項については、委員会任せになっているのではないか。「市民との意見交換の場を多様に設け、政策立案に生かせる」よう、視察も含め、委員構成の変更時などでの協議を位置付けたほうが良いのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体化する場所や議論する場所が明確化されていないため、条文を変えずとも、別で定める必要があるのでは。</li> <li>・逐条解説の訂正内容についての提案があれば検討する。</li> </ul>	<p><b>条例改正は不要である。</b> 提案会派から逐条解説の改訂案を提案してもらい、再度議論する。</p>
⑪	<p>●第18条第1項、第2項 政務活動費の適正な執行や積極的公表の裏付けとなる実務者（経理責任者）会議が条例上、不明確となっていないか。 また政務活動費のルール・運用に対し、実務者（経理責任者）である者から再考を求める意見を出す場を確保するため、議会費予算要望の積み上げ同様、経理責任者会議も全会一致を原則に、予算要望の項目が提案できる仕組みを位置付けてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条文の変更ではなく、逐条解説における明文化が必要である。</li> <li>・政務活動費経理責任者会議に関して議論があることは理解しているが、逐条解説の中身まで踏み込むには、時期尚早である。</li> </ul>	<p><b>条例改正は不要である。</b> 意見が割れているため、逐条解説の見直しについても現時点では行わない。</p>
⑫	<p>●第27条第1項（逐条解説） 今条例制定後16年が過ぎ、過去の検証及び必要な改定が行われていることから、成熟した条例との認識で良いのではないかと。望ましいとする「原則2年」については、4年（任期中最低1回）に変更すべきではないかと。 ●第27条第1項（逐条解説） 2年毎に見直しすることが望ましいとなっているものを、制定から16年経過したので見直しを2年毎から4年毎に変更してはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期中1回は見直し協議をするということは保障されるべき。</li> <li>・議会基本条例の内容を議員全員が確認することが重要である。</li> <li>・2年ごとは適切な間隔では。</li> <li>・原則4年ごと、必要に応じて都度見直すということにしてはどうか。</li> </ul>	<p><b>逐条解説の改訂を具体的に検討する。</b> 4年ごと、改選から2年後を基本とし、必要に応じて都度見直しを行う。文言等については、正副委員長、正副議長に一任とされた。</p>
⑬	<p>●第26条 条例制定から現在まで、この条文に記載されている議員報酬について議会として参考人招致や議論をしてきた経緯がない。再度、議論すべきではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あえて削除する必要はないのでは。事実、姉妹都市である北上市は議論している。</li> <li>・議員報酬の改定について議論しているということ、市民向けに議会のスタンスを示している条文として捉えることができるため、そのままにしたほうが良いのでは。</li> <li>・今後議論を深めていくべき内容であり、削除する必要はない。</li> </ul>	<p><b>条例改正は不要である。</b> 今後少しずつ議論を深めていくべきものという形に留めるもの。</p>
⑭	<p>「今・変わる！流山市議会」に変わるキャッチフレーズを考えるべき。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	

令和7年8月20日 議会運営委員会において決定

# 議会の災害対応について ヒアリングシート

記入日： 年 月 日

会派名：  

---

■議会の災害対応について、今後の方向性をどのように考えていますか。

- 議会BCPの策定を検討
- 既存マニュアルの見直し検討  
(流山市議会災害対応マニュアル)
- その他 (↓空欄に詳細を記入)

■上記の方向性について、理由をご記入ください。

**提出期限：3月27日（金）17時まで（議会事務局へ）**

## 政治倫理条例スケジュール（案）

項目	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
条例 比較表等の配付	■										
各会派での検討	←—————→										
行政視察（静岡県袋井市）			■								
検証シート配付				■							
検証シート集約、各委員へ共有					■						
検証シートに基づき協議 （1～3回を想定）						■	■	■			
条例案の確認									■		
発議案上程、採決											■

令和8年第3回定例会での条例案上程を目標とする。

# 流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて ヒアリングシート

記入日： 年 月 日

会派名： \_\_\_\_\_

## ■第3条に掲げる政治倫理基準のうち、見直しや追加・削除が必要な事項について

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

④ \_\_\_\_\_

## ■その他、条項・条文の見直しや追加・削除及び掘り下げた議論が必要な事項について

① 第 条 第 項 \_\_\_\_\_

② 第 条 第 項 \_\_\_\_\_

**提出期限：3月27日（金）17時まで（議会事務局へ）**

## 1 概要

令和6年の地方自治法改正により、議会及びすべての執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定めることが義務化された。

この規定は令和8年4月1日から施行されるため、それまでに方針を策定、または既存方針を変更する必要があるもの。

## 2 共同策定について

### (1) 総務省の指針について（別紙14のとおり）

総務省の指針では、「必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の執行機関等で共同で策定する」ことも可能とされている。

### (2) 市長部局との共同策定について

この方針について、執行部から、議会及び行政委員会と市長部局が共同で策定する形とする提案を受けたもの。

今回、策定する必要がある方針については、市長部局と共通する部分が多く、実務上も、別々の方針を作るより、整合の取れた一つの方針とする方が実効性が高いと考えられる。

なお、これは議会の独立性を損なうものではなく、議会としての意思形成は議会が主体的に行うことが前提である。

## 3 方針（案）について

別紙15「流山市情報セキュリティポリシー」のとおり。

流山市情報セキュリティポリシーは、三層構造になっており、①「基本方針」で情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、②「対策基準」で基本方針に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定め、③「実施手順」で対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めている。

今回新たに方針を一から作るのではなく、既存の流山市情報セキュリティポリシーの「基本方針」を、法改正に適合させる形で改定することが予定されている。

なお、本方針を改定し、適用される機関の範囲に議会が含まれることになった場合であっても、議会における情報資産の運用には、特段変更がないものである。

#### 4 今後のスケジュール

- ・ 2月17日（火）【議会運営委員会】  
法改正の背景、共同策定の考え方、今後の進め方の説明、  
ヒアリングシート（別紙16）の配付
- ・ 3月6日（金）まで  
ヒアリングシート提出締め切り
- ・ 3月24日（火）【議会運営委員会】  
方針（案）に係る合意形成
- ・ 4月1日（水）  
地方自治法上の方針として改定しホームページ公表

#### 5 その他

今回の地方自治法改正においては、流山市情報セキュリティポリシーにおける「基本方針」部分のみ策定が義務化された。

対策基準及び実施手順については義務化された範囲外であるため、必要に応じて今後検討する。

総行サ第1号  
令和7年4月1日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市市議会議員

御中

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の  
策定又は変更に関する指針(案)の策定について(通知)

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号。以下「改正法」という。)は、令和6年6月26日に公布され、地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の6及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第24条の2)については、令和8年4月1日(以下「改正法施行日」という。)に施行することとされています。

本改正においては、普通地方公共団体、特別区、一部事務組合及び広域連合の議会、長(地方公営企業の管理者を含む。)、委員会及び委員並びに地方独立行政法人(以下「執行機関等」という。)は、サイバーセキュリティを確保するための方針(以下「方針」という。)を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされ(地方自治法第244条の6第1項)、総務大臣は、方針の策定又は変更について指針を示すこととされています(同法第244条の6第3項)。

今般、「地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針(案)」を策定しましたので、お知らせします。

貴職におかれては、本指針(案)を参照の上、早期に方針の策定の準備を進め、改正法施行日に方針が策定されるよう、格別の配慮をお願いします。また、既に情報セキュリティポリシーを策定している執行機関等においては、既存の情報セキュリティポリシーの基本方針について、本指針(案)を十分に踏まえて必要に応じて見直しを行ったものの策定をもって、方針に位置づけることが可能であるところ、改正法施行日までに必要な検討を行い、対応されるようお願いいたします。この際、必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の執行機関等で共同で策定するなど、運用上の工夫を行うことも可能です。

また、本指針(案)第2の4においては、地方自治法第244条の6第3項に規定

する政令で定める執行機関については公安委員会とする旨の記載がありますが、現時点では予定であり、今後政令において定めることとしていますので、ご留意願います。

本指針（案）については、改正法施行日に（案）から正式なものとなります。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議長に対してもこの旨周知願います。また、その際には、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人にも、対応に遺漏なきよう併せて周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### <送付資料>

別紙1 地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針（案）

連絡先：  
自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室  
田中、東島、宮菌  
TEL:03-5253-5333(直通)  
E-mail:lg-security@soumu.go.jp

# サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について ヒアリングシート

記入日： 年 月 日

会派名：

---

## ■サイバーセキュリティを確保するための方針の執行部との共同策定について

共同策定に同意する

共同策定に同意できない

↓理由を下記に記入

**提出期限：3月6日（金）17時まで（議会事務局へ）**